

建築確認申請時の建築物内 環境衛生事前審査の手引

2020年4月

吹田市健康医療部衛生管理課

目 次

1	はじめに		1
2	特定建築物とは		2
3	審査手続		5
	「空気調和設備及び給排水設備等計画書」	...	6
	同記入例	...	16
	事務処理手順フロー図		25

1 はじめに

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下、建築物衛生法という。）」では、一定の規模と特定の用途を有する建築物を「特定建築物」と定め、環境衛生上の維持管理に関する法規制を行っています。

これら「特定建築物」については、保健所環境衛生監視員が立入検査を実施し、管理基準の遵守状況に対して指導を行うとともに、ねずみ衛生害虫の生息調査、湿度管理の調査、冷却塔のレジオネラ属菌生息調査など、指導の資料とするための各種調査を実施してまいりました。

こうした立入検査や各種調査において、衛生設備機器の能力、設置位置に問題がある建築物が見受けられています。

そこで、特定建築物に該当する建築物を建てられる際には、建築主事又は指定確認検査機関に建築確認申請書を提出するとともに、本手引の内容を十分御理解いただき、吹田市保健所に必要な手続きを行い、建築構造と設備について、環境衛生面からの事前審査を必ず受けていただきますようお願いいたします。

2 特定建築物とは

「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、旅館等の用に供される相当程度の規模を有する建築物で、多数の者が使用し、または利用するものをいいます。

相当程度の規模とは、特定用途に供される部分の延べ面積が、3000m²以上のことをいいます。

ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校においては延べ面積8,000m²以上です。

（1） 判断基準

「特定建築物」とは、次のア～オの要件に該当する建築物のことをいいます。

特にア～ウの3つの要件が判断基準になります。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）にいう「建築物」であること。

イ 「特定用途」に供される建築物であること。

ウ 「延べ面積」の要件を満たすこと。

エ 「多数の者」が使用又は利用するものであること。

オ 維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものであること。

（2） 判断基準の解説

ア 建築基準法にいう「建築物」について

（ア） 土地に定着する工作物のうち次のa～eのものが「建築物」として建築基準法による規制を受けます。

a 屋根があり、かつ柱か壁のあるもの。

b aに附属する門や塀(更地(建物のない土地)を囲ったものは含まない。)

c 観覧のための工作物(屋根のない競技場、野球場などのスタンドを含む。)

d 地下や高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫等の施設（地下街や高架鉄道内の店舗等。)

e a～dに設ける建築設備(給排水、電気、ガス、エレベーター等。)

（イ） 「建築物」から除外されるもの

a 鉄道、軌道の線路敷地内の運転保安施設(信号所、転てつ所、踏切番小屋等を指し、駅の事務所、待合室等は含まない。)

b 跨線橋、プラットホームの上家

c 貯蔵槽(サイロ)等

イ 「特定用途」について

「特定用途」とは建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）第1条に例示する興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校（学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所）を含む）、旅館等の用途をいいます。

建築物衛生法は、建築物の環境衛生に関する一般的な性格をもっているため、工場や病院等、特殊な環境にある建築物については、他のそれぞれの法律の規制に委ねられます。

(ア) 「特定用途」の建築物

特定用途	内 容	備 考
1 興行場	興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場をいい、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ、又は聞かせる施設	
2 百貨店	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗	7の店舗のうち特に大規模なもの、スーパーマーケット、疑似百貨店を含む
3 集会場	会議、社交等の目的で公衆の集合する施設をいい、公民館、市民ホール、各種の会館、結婚式場等	
4 図書館	図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、公衆の利用に供することを目的とする施設	図書館法(昭和25年法律第118号)に規定するものに限らない
5 博物館 美術館	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学、美術等に関する資料を収集し、整理し、保存して、公衆の利用に供することを目的とする施設	博物館法(昭和26年法律第285号)に規定するものに限らない
6 遊技場	設備を設けて、公衆にマージャン、パチンコ、ボーリング、ダンス、その他の遊技をさせる施設	体育館、その他自らスポーツをするための施設は含まれない
7 店 舗	公衆に対して物品を販売し、又はサービスを提供することを目的とする施設をいい、卸売店、小売店等の物品販売業の他、飲食店、喫茶店、理容所、美容所その他サービス業に係る店舗を広く含む	
8 事務所	事務をとることを目的とする施設をいう。自然科学系の研究所は、特殊な環境にあるものが多いので工場や作業場が該当しないのと同様に一般的に除外される。ただし研究所内で行われる行為が事実上事務と同視される施設については、名称のいかんを問わず事務所に該当する。なお、銀行等は店舗と事務所の両方の用途に供されるものとして一体的に把握される。	
9 学 校	a 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校 b 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 c 学校教育法第124条に規定する専修学校 d 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校 学校教育に類する教育を行う施設 e 各種学校の認可を受けていないもので、各種学校類似の教育を行う施設 f 国・地方公共団体、会社等がその職員の研修を行うための施設(研修所)	
10 旅 館	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業を営むための施設をいい、旅館、ホテル、簡易宿所等	寄宿舍、貸間、共同住宅は含まれない

ウ 「特定用途」について注意すべき点

- (ア) 共同住宅は建築物衛生法第2条の例示にありますが、個人住宅の集合で個人の責任において維持管理が行われる性格のものであるから同法施行令第1条では規制対象から除外しています。
- (イ) 「特定用途」に該当しないものには、共同住宅のほか工場、作業場、病院、寄宿舍、駅舎、寺院、教会等があります。

(3) 「延べ面積」について

ア 「延べ面積」の計算方法

特定用途 の種別	1 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場 2 店舗、事務所 3 右欄の学校以外の学校 (研修所を含む) 4 旅館	学校教育法第1条に規定する学校 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校)又は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
特定建築物に該当	$A \geq 3,000 \text{ (m}^2\text{)}$	$A \geq 8,000 \text{ (m}^2\text{)}$

	記号	内 容	例 示
特定用途 の算定式	A	特定用途に供される部分の延べ面積 (m ²)	$A = a + b + c$ [a+b<cのとき、cは特定用途に附属すると判断せず、Bと同じ扱いになる。]
	a	もっぱら特定用途に供される部分の延べ面積 (m ²)	事務所、店舗等の部分
	b	特定用途に供される部分に付随する部分 (いわゆる共用部分) の延べ面積 (m ²)	廊下、階段、機械室等、建築上の共用部分
	c	特定用途に供される部分に附属する部分の延べ面積 (m ²)	百貨店内の倉庫、銀行内の貸金庫、事務所の書庫、事務所附属の駐車場、新聞社の印刷所等の部分
	B	もっぱら特定用途以外の用途に供される部分の延べ面積 (m ²) ※ 特定建築物の延べ面積に算定しない。	共同住宅、工場、作業場 (荷捌き場も含む)、病院、寄宿舍、駅舎、寺院、教会等の部分
注	1	「延べ面積」とは床面積の合計をいう。	
	2	「床面積」は、「建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積」(建築基準法)によって算定する。	
	3	当該建築物の総床面積 $S = A(a + b + c) + B$ となる。	

イ 建築物の個数

1個あるいは1棟の建築物ごとに特定建築物となります。

具体的な判断は、建築基準法第6条の規定による建築確認の際の個数決定によります。

3 審査手続

(1) 審査関係書類（提出書類）

- ア 空気調和設備及び給排水設備等計画書
- イ 建築一般図面（配置図、平面図、立面図、断面図）
- ウ 空気調和設備設計図面（系統図、平面図、機器リスト（仕様書））
- エ 給排水設備設計図面（系統図、平面図、機器リスト（仕様書））
- オ 雑用水設備設計図面
- カ 廃棄物保管場所設計図面
- キ 給水量計算書等関係書類
- ク 二酸化炭素濃度計算書、室内浮遊粉じん濃度計算書、必要加湿量計算書

(2) 提出部数 正本 1 部 写し 1 部

(3) 審査方法

上記審査関係書類により、申請者に対し、「吹田市建築物内環境衛生の建築確認申請時指導要領」に基づき事前審査を実施します。

(4) 審査関係書類提出期限

建築確認申請書等提出後 7 日以内

(5) 審査関係書類提出先

吹田市健康医療部衛生管理課（吹田市保健所内）に提出してください。

なお、審査関係書類の提出にあたっては、事前に保健所へ連絡をお願いします。

(6) 審査事務の流れ

保健所長、建築主事、指定確認検査機関及び建築確認申請者との相互間の事務処理手順については次のとおりです。（別紙フロー図 参照）

ア 建築主事及び指定確認検査機関は、特定建築物に係る事前相談、建築確認申請又は計画通知を受けたときは、相談者又は申請者に対し、保健所に連絡する旨を指示することとし、特定建築物に係る建築確認申請又は計画通知を受理したときは、保健所長に対し、通知書を送付します。

イ 保健所長は、建築部局あるいは指定確認検査機関への相談者又は申請者から連絡を受けた際は、特定建築物に該当するか否かを確認します。

ウ 保健所長は、特定建築物に該当する場合には、申請者に対し、審査関係書類の提出を求めて、「吹田市建築物内環境衛生の建築確認申請時指導要領」に基づき、事前審査指導を行います。

エ 保健所長は、事前審査の結果、必要があると認める場合は、建築主事あるいは指定確認検査機関に対し意見書を作成し、送付します。

また、申請者に対し、事前審査意見書を交付します。

年 月 日

(宛先)

吹田市保健所長 宛

住 所

届出者

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

特定建築物の事前審査に関する書類について

下記建築物が「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第2条に規定する特定建築物に該当するので、吹田市建築物内環境衛生の建築確認申請時指導要領に基づく空気調和設備及び給排水設備等計画書を届け出ます。

記

建築物名称（仮称）						
建 築 場 所						
建 築 主	氏 名					
	住 所					
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	延 べ 面 積	m ²	主 要 用 途		

* 届出者は、建築主です。

空気調和設備及び給排水設備等 計画書

1 空気調和設備等

(1) 空気調和設備・機械換気設備の概要

管 理 方 式	中央空調 ・ 中央換気 ・ 個別空調 ・ 個別換気
制 御 範 囲	全体制御 ・ ゾーン制御 ・ 個別制御
空 気 調 和 機 の 種 類	エアハン ・ ファンコイル ・ ビルマルチ ・ 誘因ユニット ・ パッケージ ・ 他 ()

(2) 空気調和設備の内容

ア 自動制御装置等

			要 領
自 動 制 御 センサ	温 度	有（設置場所： ） ・ 無	1-2-3, 1-7
	湿 度	有（設置場所： ） ・ 無	
	二酸化炭素	有（設置場所： ） ・ 無	
風 量 測 定 孔		有（設置場所： ） ・ 無	1-2-4
全 熱 交 換 器		有（型式： ） ・ 無	1-5
風 道 の 点 検 口		有（設置場所： ） ・ 無	1-2-7

イ 居室の換気等

居室の主たる換気方法	強制給排気 (1 種) ・ 強制給気 (2 種) ・ 強制排気 (3 種)
------------	---------------------------------------

以下については、室内ユニットを除く設備について記載し、設置基数が多い場合は、別紙を添付して下さい。

ウ 冷暖房熱源・冷却塔

		系統 No.	系統 No.	
冷 房	機 器 種 類			
	冷 房 能 力	kW	kW	
暖 房	機 器 種 類			
	暖 房 能 力	kW	kW	
冷 却 塔	種 類	開放式(直交流 ・ 向流) ・ 密閉式	開放式(直交流 ・ 向流) ・ 密閉式	1-6-3
	設 置 場 所			1-6-1
	点検清掃スペース	有 ・ 無	有 ・ 無	1-6-2
	使 用 水			1-6-4

エ 空気調和機及び関連設備等（空気調和を以下「空調」という）

		系統 No.		系統 No.		要 領		
【空調機】								
型 式								
対 象 用 途 と 階 数								
冷 房 能 力	kW		kW					
暖 房 能 力	kW		kW					
対 象 床 面 積 と 気 積	m ²	m ³	m ²	m ³				
対 象 人 員	人		人					
点 検 清 掃 ス ペ ー ス	有 ・ 無		有 ・ 無		1-2-1			
【空調設計条件】※二酸化炭素濃度、浮遊粉じん濃度、必要加湿量の計算書を添付してください								
温 湿 度	冷 房 期	外 気	℃	%	外 気	℃	%	1-4-1
		室 内	℃	%	室 内	℃	%	
	暖 房 期	外 気	℃	%	外 気	℃	%	
		室 内	℃	%	室 内	℃	%	
二 酸 化 炭 素		ppm			ppm		1-1-1	
浮 遊 粉 じ ん		mg/ m ³			mg/ m ³		1-3-1	
【給気】								
給 気 量		m ³ /h			m ³ /h		1-3-1	
外 気 取 入 量		m ³ /h			m ³ /h			
一人当外気取入量		m ³ /h・人			m ³ /h・人			
換 気 回 数		回/h			回/h			
【外気取入口】								
高 さ		m			m		1-1-2	
汚 染 源 か ら の 距 離		m			m			
位 置								
付 近 の 汚 染 源		有 () ・ 無			有 () ・ 無			
【除じん機】								
フ ィ ル タ 種 類							1-3-1	
適 応 粉 じ ん 粒 径		μ m			μ m			
除 じ ん 効 率 と 方 式		% (法)			% (法)			
点 検 清 掃 ス ペ ー ス		有 ・ 無			有 ・ 無		1-3-2	
【加湿器】								
加 湿 方 法		式			式		1-4-1、 2	
加 湿 能 力 (噴 霧 量)		kg/h			kg/h			
点 検 清 掃 ス ペ ー ス		有 ・ 無			有 ・ 無		1-4-3	
使 用 水							1-4-5	

2 給水設備

(1) 貯水槽

ア 給水設備の概要

水源の種類別	上水〔上水道・簡易専用水道・小規模貯水槽水道・専用水道(受水)・専用水道(自己水)・特設水道〕・井戸水・他()		
給水方法	直圧・貯水槽・加圧ポンプ・他()		
貯水槽の数	受水槽 基	高置水槽 基	基
設計使用水量	m ³ /日		

イ 飲料水設備（設置基数が多い場合は、別紙を添付して下さい。）

	受水槽 No.		高置水槽 No.	要 領	
【槽の状況】					
有 効 容 量	m ³	m ³	m ³	2-1-1	
槽 の 材 質	FRP ・ 他()	FRP ・ 他()	FRP ・ 他()	2-1-1	
清 掃 等	底部の勾配、吸込ピット等を設け、完全に水抜きできる構造とする				
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	2-1-5	
貯 水 槽 内 の 構 造	槽 式	槽 式	槽 式	2-1-17	
停 滞 水 防 止 構 造	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無		
マンホールの大きさ等	直径 60cm 以上、 防水型・鍵付、 衛生上立上げ(10cm 以上)、 屋外設置で FRP 製であれば二重ぶたとする				
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	2-1-3, 4	
【配管の状況】					
オーバーフロー管	有 無 等 防 虫 網	有(φ)・無 有 ・ 無	有(φ)・無 有 ・ 無	有(φ)・無 有 ・ 無	2-1-8 2-1-9
吐 水 口 空 間 距 離	mm	mm	mm	2-1-7	
水 抜 管	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	2-1-5	
排 水 口 空 間 距 離	mm	mm	mm	2-1-8	
通 気 管	有 無 防 虫 網	有 ・ 無 有 ・ 無	有 ・ 無 有 ・ 無	有 ・ 無 有 ・ 無	2-1-9
【設置状況】					
設 置 場 所				2-1-2, 11	
防 護 設 備	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	2-1-15, 16	

ウ その他の設備

満減水警報装置	有・無	2-1-20
消毒設備	有（型式： 、使用薬品： ）・無	

(2) 給湯設備

ア 給湯設備の概要

給湯方式と熱源	中央式（貯湯・循環）・局所式（貯湯・瞬間） ・他()
---------	--------------------------------

「中央式」の場合、以下の項目記入

給湯の使用用途		3-1-1
貯湯槽の設置場所		3-2-1
膨張水槽の設置場所		3-2-7
給湯管の材質		3-2-5
逃し管の開放位置		3-2-7

3 雑用水設備

(1) 雑用水設備の概要

		要 領
使用する原水	再生水・井戸水・雨水・工業用水・他（ ）	4-1-1
使用目的	散水・修景・清掃用水・便器洗浄水・他（ ）	
必要水量	m ³ /日	
検水栓	有（設置場所： ）・無	4-2-5

※ 雑用水を用いる便器には、手洗い付きの洗浄用タンクを使用しない。また、温水洗浄式便座を使用する場合は、洗浄装置には上水を使用する。

(2) 排水再利用設備及び消毒設備等

処理の方法	砂ろ過・生物学的処理（活性汚泥法・接触ばっ気法・生物ろ床法・膜分離活性汚泥法）・物理化学的処理・他（ ）	4-1-1
能力	m ³ /日	
消毒処理設備	有（型式： 、使用薬品： ）・無	4-2-1
設置場所		4-2-6
専用の換気設備	有 ・ 無	4-2-6

(3) 雑用水道貯水槽及び消毒設備等

	No.	No.	
設 置 場 所			4-2-1
構 造			
槽 の 容 量	m ³	m ³	
消 毒 処 理 設 備	有（型式： 、使用薬品： ） ・ 無		
ろ 過 設 備	有 ・ 無		
補 給 水 設 備	有（上水・他（ ） ） ・ 無		4-2-2

(4) 誤飲防止、配管の識別

給水栓の誤飲誤使用防止措置	有 ・ 無	4-2-3
配管の識別方法	有 ・ 無	4-2-4

4 排水設備

(1) 排水設備の概要

				要 領			
排 水 槽 の 数	汚水槽	基	雑排水槽	基	湧水槽	基	5-1-1
排水流入量の設計値	m ³ /日						5-1-2
排 水 の 処 理 方 法	下水道 ・ 浄化槽 ・ 他 ()						

(2) 排水設備の内容（設置基数が多い場合は、別紙を添付して下さい。）

使 用 用 途	汚水槽	雑排水槽		湧水槽	
【槽の状況】					
設 置 場 所					
排 水 槽 の 構 造	衛生上、支障のない構造とする（内部(不浸透性)、吸込みピット、勾配、R取り(ハンチ)、タラップ、通気管(耐食性の防虫網)等)				5-1-3
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
マンホールの大きさ等	直径 60cm 以上、防臭型、各槽ごとに 2 か所設ける				5-1-2
	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
槽 の 容 量	m ³	m ³	m ³	m ³	5-1-2
計 画 排 水 流 入 量	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	
【その他の設備】					
排水ポンプの台数	台	台	台	台	5-2-1
満 水 警 報 装 置	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	5-2-5

(3) 排水関連設備

【排水管】			
点 検 口 ・ 掃 除 口		有 ・ 無	5-3-2
排水 トラップ	有 無	有 ・ 無	5-4-1, 2
	容易に清掃等	可 ・ 不可	
	通 気 管	有 ・ 無	5-5-1
排水ます	有 無	有 ・ 無	5-7-1
	容易に清掃	可 ・ 不可	
【阻集器】			
阻 集 器	有 無	有 ・ 無	5-6-1
	分離性能	有 ・ 無	5-6-2, 3
	容易に清掃、点検	可 ・ 不可	
【浄化槽】			
保守点検が容易な設置場所		有 ・ 無	5-9-2

5 清掃、廃棄物・再利用物保管場所

(1) 清掃

		要 領
清掃従事者等の休憩室	有 (階 m ²) ・ 無	6-1-1
更衣室	有 (階 m ²) ・ 無	
専用の資機材倉庫	有 (階 m ²) ・ 無	6-1-2
清掃作業用の給排水設備	有 (階) ・ 無	6-1-3
電気設備	有 (階) ・ 無	6-1-4
窓ガラスの清掃設備(コントラ等)	有 ・ 無	6-1-5

(2) 廃棄物・再利用物保管場所

ア 廃棄物・再利用物保管等の概要

廃棄物・再利用物保管の場所		6-2-1, 2
厨芥類用の保管設備	有 (冷蔵・冷房・低温保管・他()) ・ 無	6-2-3

イ 廃棄物・再利用物保管施設

廃棄物の種類	可燃性ゴミ	厨芥類	不燃性ゴミ	再利用物	
排出量の設計値	kg/日	kg/日	kg/日	kg/日	
【保管場所】					
面積	m ²	m ²	m ²	m ²	6-2-1
密閉区画	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	6-2-3
床と壁の材質					
床					
壁					
床排水の勾配	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
給排水設備	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
給排気設備	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
照明設備	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
防そ防虫構造	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

6 防虫・防そ構造

建物の全般的な防虫対策	窓、通風口、出入口、排水設備等の建築物内部に衛生害虫が侵入しないような構造とする	
	有 ・ 無	7-1-1
建物の全般的な防そ対策	配管等の貫通部分、ドア等出入口、排気口、排水口等の建築物内部にねずみが侵入しないような構造とする	
	有 ・ 無	7-2

7 化学物質対策

ホルムアルデヒド対策	設計時における室内空気中のホルムアルデヒド濃度が指針値以下になるような放散量の少ない建材、什器等を選定する	
	有 ・ 無	8-1-1
	施工時における室内ホルムアルデヒド濃度の低減を図るため換気による放散対策を講じる	
	有 ・ 無	8-1-2

8 その他の審査事項

(1) 結露防止等

		要 領
結 露 防 止 等 対 策	有 (断熱工法 ・ 結露受け ・ 他()) ・ 無	10-1-1, 2

(2) 管理人室・管理用図書

専 用 の 管 理 人 室 等	有 (階 m ²) ・ 無	10-2-1
管理用資材置き場等	有 (階 m ²) ・ 無	10-2-2

9 特定建築物の概要

階 数	床 面 積	居 室 数	特 定 用 途 及 び 面 積		特定用途以外の用途及び面積	
	m ²			m ²		m ²
	m ²			m ²		m ²
	m ²			m ²		m ²
	m ²			m ²		m ²
	m ²			m ²		m ²
計	延べ m ²			延べ m ²		延べ m ²

設計図書の添付（添付の図書について「○」を記入）

建築一般図書	配置図		平面図		立面図		断面図	
空調設計図書	系統図		平面図		機械リスト（仕様書）			
給排水設備設計図書	系統図			平面図		機械リスト（仕様書）		
雑用水設備設計図書								
廃棄物保管場所設計図書								
給水量計算書等関係書類								
空気環境に関する計算書	二酸化炭素			浮遊粉じん			加湿度	

- ※1 建築一般図書の平面図等に、清掃、廃棄物・再利用保管場所を記載すること
- ※2 空調設計図書に、外気、排気、給気、還気の導線について、色分けして表示すること
- ※3 給水系統排水系統に、給水、排水の導線について、色分けして表示すること
- ※4 雑用水設備に、給水、排水の導線について、色分けして表示すること

連絡先

会社名	
氏 名	
連絡先	TEL
	メール

空気調和設備及び給排水設備等 計画書

1 空気調和設備等

(1) 空気調和設備・機械換気設備の概要

管 理 方 式	中央空調 ・ 中央換気 ・ 個別空調 ・ 個別換気
制 御 範 囲	全体制御 ・ ゾーン制御 ・ 個別制御
空 気 調 和 機 の 種 類	エアハン ・ ファンコイル ・ ビルマルチ ・ 誘因ユニット ・ パッケージ ・ 他 ()

(2) 空気調和設備の内容

ア 自動制御装置等

			要 領
自 動 制 御 センサ	温 度	<u>有</u> （設置場所：〇〇室中央部）・無	1-2-3, 1-7
	湿 度	<u>有</u> （設置場所：〇〇室中央部）・無	
	二酸化炭素	<u>有</u> （設置場所：還気ダクト）・無	
風 量 測 定 孔		<u>有</u> （設置場所：外気取入れダクト）・無	1-2-4
全 熱 交 換 器		<u>有</u> （型式：ヒートポンプパッケージ内蔵固定型）・無	1-5
風 道 の 点 検 口		<u>有</u> （設置場所：系統ごとに2か所）・無	1-2-7

イ 居室の換気等

居室の主たる換気方法	強制給排気 (1 種) ・ 強制給気 (2 種) ・ 強制排気 (3 種)
------------	---------------------------------------

以下については、室内ユニットを除く設備について記載し、設置基数が多い場合は、別紙を添付して下さい。

ウ 冷暖房熱源・冷却塔

		系統 No. 1	系統 No.	
冷 房	機 器 種 類	空冷ヒートポンプ	No. 2 以降は別紙	
	冷 房 能 力	27 kW	kW	
暖 房	機 器 種 類	空冷ヒートポンプ		
	暖 房 能 力	25 kW	kW	
冷 却 塔	種 類	開放式(直交流) ・ 向流) ・ 密閉式	開放式(直交流) ・ 向流) ・ 密閉式	1-6-3
	設 置 場 所	屋上 北側		1-6-1
	点検清掃スペース	有 ・ 無	有 ・ 無	1-6-2
	使 用 水	水道水		1-6-4

エ 空気調和機及び関連設備等（空気調和を以下「空調」という）

		系統 No. 1	系統 No.	要 領
【空調機】				
型 式	ヒートポンプユニット〇社 YI 型		No. 2 以降は別紙	
対 象 用 途 と 階 数	事務所 1 階			
冷 房 能 力	50 kW		kW	
暖 房 能 力	45 kW		kW	
対 象 床 面 積 と 気 積	200 m ²	600 m ³	m ²	m ³
対 象 人 員	30 人		人	
点 検 清 掃 ス ペ ー ス	有 ・ 無		有 ・ 無	
1-2-1				
【空調設計条件】 ※二酸化炭素濃度、浮遊粉じん濃度、必要加湿量の計算書を添付してください				
温 湿 度	冷 房 期	外 気 35 °C 60 %	外 気 °C %	1-4-1
		室 内 28 °C 50 %	室 内 °C %	
	暖 房 期	外 気 5 °C 30 %	外 気 °C %	
		室 内 20 °C 40 %	室 内 °C %	
二 酸 化 炭 素	980 ppm		ppm	1-1-1
浮 遊 粉 じ ん	0.10 mg/ m ³		mg/ m ³	1-3-1
【給気】				
給 気 量	3,600 m ³ /h		m ³ /h	1-3-1
外 気 取 入 量	900 m ³ /h		m ³ /h	
一 人 当 外 気 取 入 量	30 m ³ /h・人		m ³ /h・人	
換 気 回 数	6 回/h		回/h	
【外気取入口】				
高 さ	10 m		m	1-1-2
汚 染 源 か ら の 距 離	15 m		m	
位 置	屋上 南側			
付 近 の 汚 染 源	有 (屋上北側冷却塔) ・ 無		有 () ・ 無	
【除じん機】				
フ ィ ル タ 種 類	高性能フィルタ			1-3-1
適 応 粉 じ ん 粒 径	0.3 μm		μm	
除 じ ん 効 率 と 方 式	90 % (計数 法)		% (法)	
点 検 清 掃 ス ペ ー ス	有 ・ 無		有 ・ 無	1-3-2
【加湿器】				
加 湿 方 法	水噴霧 式		式	1-4-1、 2
加 湿 能 力 (噴 霧 量)	259 kg/h		kg/h	
点 検 清 掃 ス ペ ー ス	有 ・ 無		有 ・ 無	1-4-3
使 用 水	水道水			1-4-5

2 給水設備

(1) 貯水槽

ア 給水設備の概要

水源の種類	上水 [上水道・簡易専用水道・小規模貯水槽水道・専用水道(受水)・専用水道(自己水)・特設水道]・井戸水・他()		
給水方法	直圧・貯水槽・加圧ポンプ・他()		
貯水槽の数	受水槽 1 基	高置水槽 1 基	基
設計使用水量	60 m ³ /日		

イ 飲料水設備（設置基数が多い場合は、別紙を添付して下さい。）

	受水槽 No. 1		高置水槽 No. 1	要 領	
【槽の状況】					
有 効 容 量	3 0 m ³	m ³	6 m ³	2-1-1	
槽 の 材 質	FRP ・ 他(SUS)	FRP ・ 他()	FRP ・ 他()	2-1-1	
清 掃 等	底部の勾配、吸込ピット等を設け、完全に水抜きできる構造とする				
	☒ ・ 無	有 ・ 無	☒ ・ 無	2-1-5	
貯水槽内の構造	2 槽式	槽式	2 槽式	2-1-17	
停滞水防止構造	☒ ・ 無	有 ・ 無	☒ ・ 無		
マンホールの大きさ等	直径 60cm 以上、 防水型・鍵付、 衛生上立上げ(10cm 以上)、 屋外設置で FRP 製であれば二重ぶたとする				
	☒ ・ 無	有 ・ 無	☒ ・ 無	2-1-3, 4	
【配管の状況】					
オーバーフロー管	有 無 等	<input "="" checked="" type="checkbox"/> ・ 無	有 ・ 無	☒ ・ 無	2-1-9
吐水口空間距離		3 0 mm	mm	3 0 mm	2-1-7
水 抜 管		☒ ・ 無	有 ・ 無	☒ ・ 無	2-1-5
排水口空間距離		5 0 mm	mm	5 0 mm	2-1-8
通 気 管	有 無	☒ ・ 無	有 ・ 無	☒ ・ 無	2-1-9
	防虫網	☒ ・ 無	有 ・ 無	☒ ・ 無	
【設置状況】					
設 置 場 所	1 階機械室			屋上東側	2-1-2, 11
防 護 設 備	☒ ・ 無	有 ・ 無	☒ ・ 無		2-1-15, 16

ウ その他の設備

満減水警報装置	有・無	2-1-20
消毒設備	有 (型式: 例〇〇 KSO、使用薬品: 次亜塩素酸ナトリウム)・無	

(2) 給湯設備

ア 給湯設備の概要

給湯方式と熱源	中央式(貯湯・循環)・局所式(貯湯・瞬間) ・他()
---------	--------------------------------

「中央式」の場合、以下の項目記入

給湯の使用用途	飲用・炊事用・手洗い用	3-1-1
貯湯槽の設置場所	1階機械室	3-2-1
膨張水槽の設置場所	1階機械室	3-2-7
給湯管の材質	ステンレス鋼鋼管	3-2-5
逃し管の開放位置	屋外の外気に開放	3-2-7

3 雑用水設備

(1) 雑用水設備の概要

		要 領
使用する原水	再生水・井戸水・雨水・工業用水・他()	4-1-1
使用目的	散水・修景・清掃用水・便器洗浄水・他()	
必要水量	15 m ³ /日	
検水栓	有(設置場所:配管末端である掃除用流し)・無	4-2-5

※ 雑用水を用いる便器には、手洗い付きの洗浄用タンクを使用しない。また、温水洗浄式便座を使用する場合は、洗浄装置には上水を使用する。

(2) 排水再利用設備及び消毒設備等

処理の方法	砂ろ過・生物学的処理(活性汚泥法・接触ばっ気法・生物ろ床法・膜分離活性汚泥法)・物理化学的処理・他()	4-1-1
能力	10 m ³ /日	
消毒処理設備	有(型式:例〇〇KK、使用薬品:次亜塩素酸ナトリウム)・無	4-2-1
設置場所	地下1階 再利用設備専用室	4-2-6
専用の換気設備	有・無	4-2-6

(3) 雑用水道貯水槽及び消毒設備等

	No. 1	No.	
設置場所	地下1階機械室		4-2-1
構造	FRP		
槽の容量	6 m ³	m ³	
消毒処理設備	有(型式:例〇〇SS、使用薬品:次亜塩素酸ナトリウム)・無		
ろ過設備	有・無		
補給水設備	有(上水・他())・無		4-2-2

(4) 誤飲防止、配管の識別

給水栓の誤飲 誤使用防止措置	有・無	4-2-3
配管の識別方法	有・無	4-2-4

4 排水設備

(1) 排水設備の概要

				要 領
排 水 槽 の 数	汚水槽 1 基	雑排水槽 1 基	湧水槽 1 基	5-1-1
排水流入量の設計値	20 m ³ /日			5-1-2
排 水 の 処 理 方 法	下水道 ・ 浄化槽 ・ 他 ()			

(2) 排水設備の内容（設置基数が多い場合は、別紙を添付して下さい。）

使 用 用 途	汚水槽	雑排水槽		湧水槽	
【槽の状況】					
設 置 場 所	地下1階	地下1階		地下1階	
排 水 槽 の 構 造	衛生上、支障のない構造とする（内部（不浸透性）、吸込みピット、勾配、R取り（ハンチ）、トラップ、通気管（耐食性の防虫網）等）				5-1-3
	☒ 有・無	☒ 有・無	有・無	☒ 有・無	
マンホールの大きさ等	直径 60cm 以上、防臭型、各槽ごとに 2 か所設ける				5-1-2
	☒ 有・無	☒ 有・無	有・無	☒ 有・無	
槽 の 容 量	2 m ³	0.9 m ³	m ³	1.5 m ³	5-1-2
計 画 排 水 流 入 量	9 m ³ /日	4 m ³ /日	m ³ /日	7 m ³ /日	
【その他の設備】					
排水ポンプの台数	2 台	2 台	台	2 台	5-2-1
満 水 警 報 装 置	☒ 有・無	☒ 有・無	有・無	☒ 有・無	5-2-5

(3) 排水関連設備

【排水管】					
点 検 口 ・ 掃 除 口		有	・	無	5-3-2
排水 トラップ	有	有	・	無	5-4-1, 2
	容易に清掃等	可	・	不可	
	通 気 管	有	・	無	5-5-1
排水ます	有	有	・	無	5-7-1
	容易に清掃	可	・	不可	
【阻集器】					
阻 集 器	有	有	・	無	5-6-1
	分 離 性 能	有	・	無	5-6-2, 3
	容易に清掃、点検	可	・	不可	
【浄化槽】					
保守点検が容易な設置場所		有	・	無	5-9-2

5 清掃、廃棄物・再利用物保管場所

(1) 清掃

		要 領
清掃従事者等の休憩室	☒ (1 階 20 m ²) ・ 無	6-1-1
更衣室	☒ (1 階 10 m ²) ・ 無	
専用の資機材倉庫	☒ (1 階 10 m ²) ・ 無	6-1-2
清掃作業用の給排水設備	☒ (各 階 トイレ) ・ 無	6-1-3
電気設備	☒ (各 階 廊下・階段) ・ 無	6-1-4
窓ガラスの清掃設備(ゴンドラ等)	☒ ・ 無	6-1-5

(2) 廃棄物・再利用物保管場所

ア 廃棄物・再利用物保管等の概要

廃棄物・再利用物保管の場所	1階 ゴミ庫	6-2-1, 2
厨芥類用の保管設備	☒ (冷蔵・冷房・低温保管・他()) ・ 無	6-2-3

イ 廃棄物・再利用物保管施設

廃棄物の種類	可燃性ゴミ	厨芥類	不燃性ゴミ	再利用物	
排出量の設計値	150kg/日	200kg/日	80kg/日	紙60kg/日	
【保管場所】					
面積	8 m ²	10 m ²	3 m ²	3 m ²	6-2-1
密閉区画	☒ ・ 無	☒ ・ 無	☒ ・ 無	☒ ・ 無	6-2-3
床と壁の材質	床	コンクリート	コンクリート	コンクリート	
	壁	コンクリート	コンクリート	コンクリート	
床排水の勾配	☒ ・ 無	☒ ・ 無	☒ ・ 無	☒ ・ 無	
給排水設備	☒ ・ 無	☒ ・ 無	☒ ・ 無	☒ ・ 無	
給排気設備	☒ ・ 無	☒ ・ 無	☒ ・ 無	☒ ・ 無	
照明設備	☒ ・ 無	☒ ・ 無	☒ ・ 無	☒ ・ 無	
防そ防虫構造	☒ ・ 無	☒ ・ 無	☒ ・ 無	☒ ・ 無	

6 防虫・防そ構造

建物の全般的な防虫対策	窓、通風口、出入口、排水設備等の建築物内部に衛生害虫が侵入しないような構造とする	
	☒ ・ 無	7-1-1
建物の全般的な防そ対策	配管等の貫通部分、ドア等出入口、排気口、排水口等の建築物内部にねずみが侵入しないような構造とする	
	☒ ・ 無	7-2

7 化学物質対策

ホルムアルデヒド対策	設計時における室内空気中のホルムアルデヒド濃度が指針値以下になるような放散量の少ない建材、什器等を選定する	
	☒ ・ 無	8-1-1
	施工時における室内ホルムアルデヒド濃度の低減を図るため換気による放散対策を講じる	
	☒ ・ 無	8-1-2

8 その他の審査事項

(1) 結露防止等

			要 領
結 露 防 止 等 対 策	有	(断熱工法 ・ 結露受け ・ 他()) ・ 無	10-1-1, 2

(2) 管理人室・管理用図書

専 用 の 管 理 人 室 等	有	(1 階 10 m ²) ・ 無	10-2-1
管理用資材置き場等	有	(1 階 10 m ²) ・ 無	10-2-2

9 特定建築物の概要

階 数	床 面 積	居室数	特 定 用 途 及 び 面 積		特定用途以外の用途及び面積	
地下 1	1500 m ²	0	駐車場 倉庫 機械室 (便所・その他)	600 m ² 300 m ² 500 m ² 100 m ²		m ²
1	1400 m ²	5	事務所 管理人室 理容所 機械室 ゴミ庫 (便所・その他)	600 m ² 550 m ² 50 m ² 70 m ² 30 m ² 100 m ²		m ²
2	1400 m ²	5	事務所 食堂 (便所・その他)	1000 m ² 100 m ² 100 m ²	診療所	200 m ²
3	1400 m ²	5	事務所 (便所・その他)	1250 m ² 150 m ²		m ²
4	1400 m ²	5	事務所 (便所・その他)	1250 m ² 150 m ²		m ²
5	1400 m ²	5	事務所 (便所・その他)	1250 m ² 150 m ²		m ²
6	1000 m ²	0		m ²	共同住宅	1000 m ²
計	延べ 9500 m ²			延べ 8300 m ²		延べ 1200 m ²

設計図書の添付（添付の図書について「○」を記入）

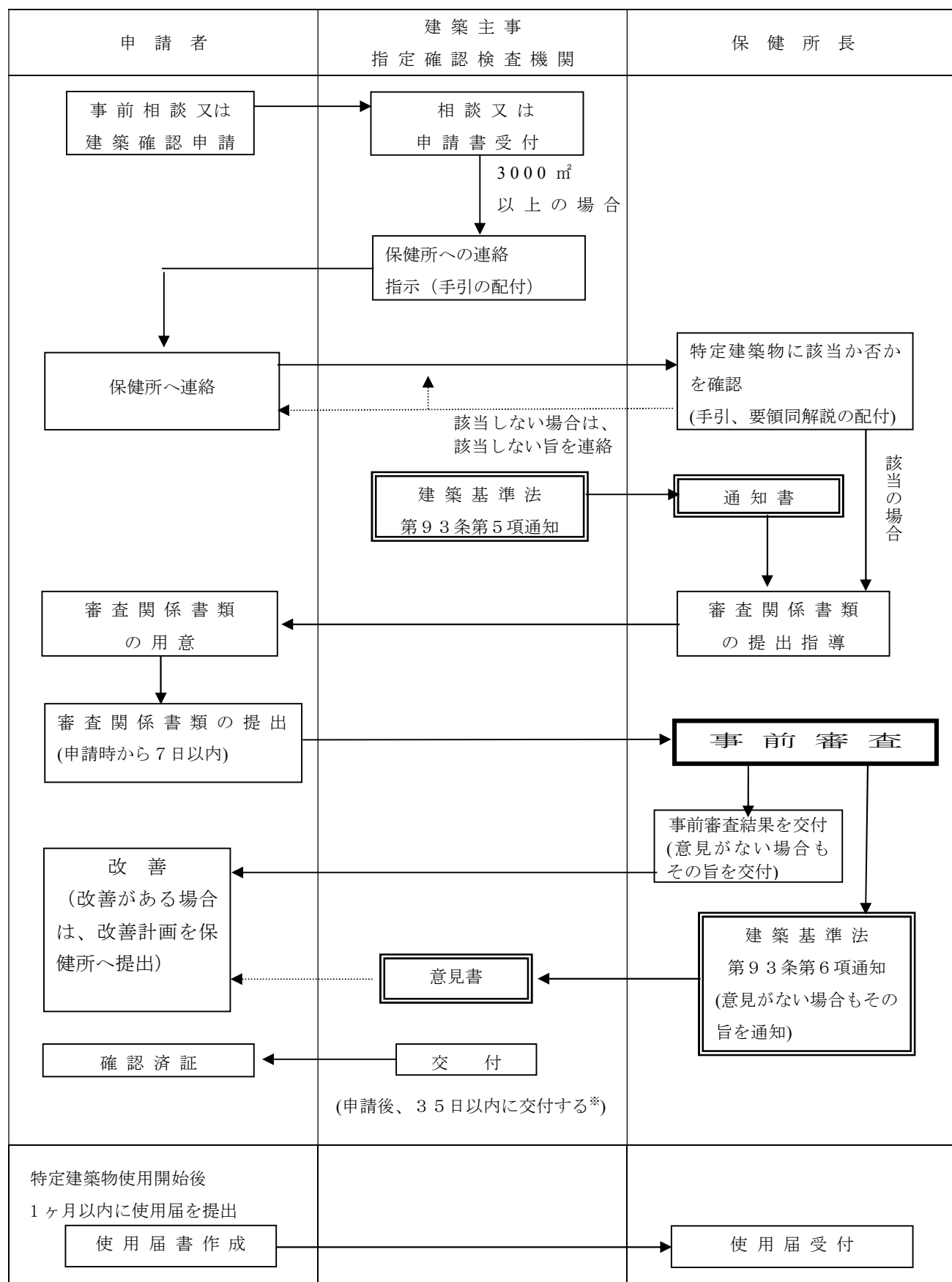
建築一般図書	配置図	○	平面図	○	立面図	○	断面図	○
空調設計図書	系統図	○	平面図	○	機械リスト（仕様書）		○	
給排水設備設計図書	系統図	○	平面図	○	機械リスト（仕様書）		○	
雑用水設備設計図書			○					
廃棄物保管場所設計図書			○					
給水量計算書等関係書類			○					
空気環境に関する計算書	二酸化炭素	○	浮遊粉じん	○	加湿量		○	

- ※1 建築一般図書の平面図等に、清掃、廃棄物・再利用保管場所を記載すること
 ※2 空調設計図書に、外気、排気、給気、還気の導線について、色分けして表示すること
 ※3 給水系統排水系統に、給水、排水の導線について、色分けして表示すること
 ※4 雑用水設備に、給水、排水の導線について、色分けして表示すること

連絡先

会社名	例〇〇事務所、××設計例
氏名	〇〇 〇〇、×× ××
連絡先	TEL 06-△△-△△、072-□□-□□
	メール △△@△△、□□@□□

事務処理手順



※ 建築基準法第6条第4項に規定。詳しくは、建築主事又は指定確認検査機関に問い合わせてください。

吹田市保健所
〒564-0072 吹田市出口町 19 番 3 号
(電話番号) : 06-6339-2226